

年末の交通安全県民運動

何かと慌ただしい年末は、交通事故が多発する時期です。こんなときこそ、交通ルールとマナーを守ることが大切です。ゆとりと思いやりの心を持ち、明るい新年を迎えましょう。

●運動の重点●

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 オールシートセーフティ作戦の推進
- 3 飲酒運転の根絶

※すべての座席でのシートベルト着用推進と、チャイルドシートの正しい使用の徹底。

と き	行 事	と ころ
10日(日)	吉永地区安全大会	吉永第一小学校
	天間地区市民安全大会	天間小学校
	「安心のまち今泉」をめざす大集会	吉原第二中学校
《街頭指導・広報の日》		
15日(金)	7:00～ 8:00 街頭指導及び広報	各地区、市役所駐車場
	11:00～ 11:30～ 吉原地区高齢者交通安全講習会	コミュニティf
	富士市交通安全母の会高齢者訪問	東本通り公会堂
	18:30～18:50 富士市交通安全指導員会視閲	市役所駐車場
	19:00～20:00 主要交差点街頭指導	国道139号沿、各地区
18日(月)	9:00～12:00 高齢者自転車安全乗り方大会	富士自動車学校
	16:00～17:00 夕暮れのライトオン作戦	ロゼンアター西側交差点
19日(火)	7:40～ 8:30 高校生自転車通学街頭指導	市内6か所
	9:00～10:30 チャイルドシート講習会	フィランセ西館
	13:30～14:00 交通安全協会 飲酒運転根絶宣言書提出	中央公園
	13:30～15:30 飲酒運転追放パレード	青葉通り

と き	行 事	と ころ
《高齢者交通安全の日》		
20日(水)	17:00～18:00 ゆく年くる年交通安全	新富士駅周辺
21日(木)	18:00～19:00 富士市交通安全指導員会街頭指導	市役所周辺
《飲酒運転追放一斉パトロールの日》		
22日(金)	19:00～20:00 飲酒運転追放夜間パトロール	吉原中央駅、富士駅周辺
25日(月)	15:00～16:00 オールシートセーフティ作戦	ロゼンアター西側交差点
26日(火)	9:00～10:30 チャイルドシート講習会	フィランセ西館
《オールシートセーフティ作戦の日》		
27日(水)	18:00～20:00 主要交差点街頭指導	各地区
31日(日)	初日の出暴走取り締まり	市内全域

問い合わせ 富士市交通安全対策協議会(事務局 地域安全課)
☎55-2831 FAX 53-6663



児童手当などの手続きをしましょう

問い合わせ 児童福祉課
☎55-2763 FAX 51-0247

既に申請を済ませている人は、手続きの必要はありません。詳しくは、児童福祉課へお問い合わせください。

受給資格者など	請求者の所得限度額(給与所得控除後)	手当の月額など	申請に必要なもの					
児童手当 小学校6年生までの児童を養育している人	※請求者の加入している年金や扶養人数などにより異なります。児童手当の所得額の計算では所得から控除されるものもあります。	1人目・2人目の児童 5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 申請者名義の預金通帳(郵便局以外) ● 申請者の健康保険証もしくは年金加入証明書(用紙は児童福祉課で配布) ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 					
	扶養人数	3人目以降の児童 1万円						
	<table border="1"> <tr> <td>国民年金加入者・年金未加入者など</td> <td>厚生年金・共済・船員保険加入者など</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>536万円</td> <td>608万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>612万円</td> <td>684万円</td> </tr> </table>	国民年金加入者・年金未加入者など		厚生年金・共済・船員保険加入者など	2人	536万円	608万円	4人
国民年金加入者・年金未加入者など	厚生年金・共済・船員保険加入者など							
2人	536万円	608万円						
4人	612万円	684万円						
いこせ医療費 0歳～小学校2年生修了前(8歳到達後最初の3月31日まで)	自己負担金		<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 母子手帳 ● 健康保険証 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 					
	通院の場合	入院の場合						
	1回 500円(500円に満たない場合はその額) 1か月4回まで負担 5回目以降は自己負担金なし	1日 500円						
児童扶養手当 離婚、未婚、死亡、遺棄及び拘禁などで父親がいない、または父親が重度の障害の状態にある、18歳以下の児童(18歳に達した最初の3月31日まで)を監護している母で、事実上婚姻関係のない人、または養育者で公的年金を受給していない人 ※申請者本人が児童福祉課へ。	支給区分	所得限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭等の証明書 ● 戸籍謄本 ● 印鑑 ● 健康保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 					
	全部支給	例: 扶養人数2人の場合 95万円		児童1人 4万1,720円 2人 5,000円増 3人以上 1人につき3,000円増				
	一部支給	例: 扶養人数2人の場合 268万円		児童1人 所得に応じて4万1,710円～9,850円				
母子家庭等医療費 ・20歳未満の児童を扶養している母子家庭(父子家庭)の母(父)と児童 ・20歳未満で両親のいない児童 ・精神または身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている人の配偶者と20歳未満の児童 小学校就学の始期～義務教育修了の母子家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた場合	所得税が課せられていない世帯		<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 健康保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 					
	なし			<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 健康保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ● 領収書 				